

平成28年 第22回
教育委員会臨時会会議録

平成28年9月27日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2455号

平成28年第22回臨時会

日 時 平成28年9月27日(火) 午前10時00分 開会
場 所 教育委員会室

「出席委員」	委 員 長	小 島 洋 祐
	委 員	澤 孝一郎
	委 員	田 谷 克 裕
	委 員	薩 田 知 子
	教 育 長	小 池 眞喜夫

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	益 口 清 美
	庶 務 課 長	佐 藤 雅 志
	教育政策担当課長	山 田 康 友
	学 務 課 長	新 井 樹 夫
	学校施設担当課長	奥 津 英一郎
	学校整備担当課長	瀧 澤 真 一
	生涯学習推進課長	横 尾 恵理子
	図書・文化財課長	山 越 恒 慶
	指 導 室 長	渡 辺 裕 之

「書 記」	庶務課庶務係長	佐 京 良 江
	庶務課庶務係	佐 藤 珠 実

「議題等」

日程第1 会議録の承認

第2445号 第11回臨時会(平成28年4月26日開催)

第2447号 第12回臨時会(平成28年5月24日開催)

日程第2 審議事項

- 1 港区教育委員会教育長の職務代理者に関する規則について
- 2 港区教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について
- 3 港区教育委員会会議規則の一部を改正する規則について
- 4 港区教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則について
- 5 港区教育委員会公印規則の一部を改正する規則について
- 6 港区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則について

- 7 港区教育財産管理規則の一部を改正する規則について
- 8 港区教育委員会事案専決規程の一部改正について
- 9 港区奨学資金運営協議会規程の一部改正について
- 10 平成28年度港区指定文化財の指定について
- 11 港区立幼稚園教育職員の人事について（非公開）

日程第3 教育長報告事項

- 1 平成28年第3回港区議会定例会の質問について
- 2 平成29年4月の新入学児童・生徒の学校選択希望制について
- 3 新設校（(仮称)芝浦第二小学校）意見集約の結果等について
- 4 生涯学習推進課の10月事業予定について
- 5 図書館・郷土資料館の10月行事予定について
- 6 10月指導室事業予定について

「開会」

○小島委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから平成28年第22回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

初めに、本日の日程第2、審議事項の運営方についてお諮りいたします。本日の審議事項は11件で、そのうち地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う規則の一部改正等が、議案第69号から第77号の9件あります。この9件の議案については一括して説明を受けてから、1件ずつ議決することとしたいと思っております。その後、議案第78号、第79号を順に審議したいと思います。このように進めたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○小島委員長 それでは、日程に入ります。

本日の署名委員は小池教育長にお願いいたします。

日程第1 会議録の承認

第2445号 第11回臨時会（平成28年4月26日開催）

第2447号 第12回臨時会（平成28年5月24日開催）

○小島委員長 日程第1、会議録の承認に入ります。平成28年4月26日開催の第2445号、第11回臨時会の会議録。平成28年5月24日開催の第2447号、第12回臨時会の会議録につきましては、承認ということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、承認することと決定いたしました。

日程第2 審議事項

- 1 港区教育委員会教育長の職務代理者に関する規則について
- 2 港区教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について
- 3 港区教育委員会会議規則の一部を改正する規則について
- 4 港区教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則について
- 5 港区教育委員会公印規則の一部を改正する規則について
- 6 港区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則について
- 7 港区教育財産管理規則の一部を改正する規則について
- 8 港区教育委員会事案専決規程の一部改正について
- 9 港区奨学資金運営協議会規程の一部改正について

○小島委員長 日程第2、審議事項に入ります。議案第69号「港区教育委員会教育長の職務代理

者に関する規則について」、議案第70号「港区教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について」、議案第71号「港区教育委員会会議規則の一部を改正する規則について」、議案第72号「港区教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則について」、議案第73号「港区教育委員会公印規則の一部を改正する規則について」、議案第74号「港区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則について」、議案第75号「港区教育財産管理規則の一部を改正する規則について」、議案第76号「港区教育委員会事案専決規程の一部改正について」、議案第77号「港区奨学資金運営協議会規程の一部改正について」、これについて説明をお願いいたします。

○庶務課長 それでは、議案第69号から議案第77号までの9件でございます。これについては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成27年4月1日に施行されたことに伴い、港区におきましても教育長の教育委員としての任期が本年10月11日で満了となることから、関係する規定を改正するものでございます。議案ごとの説明の前に、まず、このたびの規則改正の理由となった「教育行政の組織及び運営に関する法律」、ここでは「地教法」と呼ばせていただきますが、この一部改正についてご説明いたします。

議案資料ナンバー1の後に参考資料として、地教法の新旧対照表を配布してございますので、適宜ご参照いただければと思います。説明していく際は改正前の法律については旧法、改正後の法律を改正法と表現させていただきます。新旧対照表でいきますと下段が旧法、上段が改正法ということになります。

これまで教育長は教育委員として議会の同意を得て区長が任命し、教育長としては教育委員会が任命していたということでございます。教育委員会を代表する教育委員長という職位と、事務執行の責任者として教育委員会が任命した教育長という職位があるということで、これまで責任体制が分かりにくく、いじめ等の問題に対しても必ずしも迅速に対応できていないという課題を、国では受けとめていたというところでございます。このため、教育委員会の責任体制の明確化といじめ等の危機管理に対する迅速な対応を目的といたしまして、これまでの教育委員長と教育長を一本化した新しい教育長を設置するなど、法律の改正を行ったものでございます。

参考資料の4ページ第3条をご覧ください。旧法では、教育長を含めて教育委員5人をもって教育委員会を組織すると規定してございましたが、改正法では、教育長及び4人の教育委員で組織するとしております。よって新たな教育長は教育委員ではなくなるのが改正の大きなポイントでございます。

これによりまして、9ページの下段、旧法の12条に委員長の規定がございましたが、「削除」となっております。同じく資料の11ページから12ページ、旧法の16条、17条で、教育長の設置と職務について規定しておりますが、これについても「削除」となり、新たに、9ページの13条と14条で改正後の教育長の職務の規定をしております。

この法律は平成27年4月1日に施行されておりますが、この改正法では法施行の日以降も、教育長が委員として任期が満了するまでは、教育委員長は在職するという経過措置がございました。このため、港区におきましても、教育長の委員としての任期である10月11日までは旧法が適用

されております。このたび任期満了を迎えるに当たり、関係する規定の改正を、議案として9件提出させていただいたものでございます。

また、このたびの改正に合わせて、各規則等の条文の文言整理をさせていただきます。議案の資料でございますが、それぞれ議案改正案文、新旧対照表、改正の概要といった構成になってございます。

それでは順に議案の方を説明させていただきます。

初めに議案第69号、「港区教育委員会教育長の職務代理者に関する規則について」でございます。議案資料ナンバー1の3ページと、あわせて参考資料14ページをご覧ください。旧法第20条の第2項、ここでは「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたとき」、あらかじめ教育委員会の指定する事務局職員がその職務を行うということで、教育長の職務代理者は規則で決めてございました。第1順位は次長、第2順位が庶務課長となっております。これが参考資料の9ページ上段、改正法の第13条の第2項を見ますと、「教育長に事故のあるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う」ということで、新たに教育長の職務代理者を委員から指名するというようになっております。これにつきましては、新たに制定する規則の第2条でその旨を規定するものでございます。

さらに教育長の職務代理者が行う職務のうち、教育委員会を主宰する、または委員会を代表する権限、これを除く具体的な事務の執行については事務局職員に委任することとしてございまして、この新たな規則では規則の第3条、議案資料の1ページをご覧くださいここに規則の案文がございまして、第2条で教育委員会の委員から職務代理者を指名する、第3条で事務の一部を事務局の職員に委任するというので、第1順位を次長、第2順位を庶務課長、それぞれその職にある者と規定いたします。

議案資料の2ページをご覧ください。付則でございます。本規則の制定に伴いまして、4ページに別紙でつけております「港区教育委員会教育長の職務代理者指定に関する規則」、これを廃止して新たに本規則を制定するものでございます。

続きまして議案第70号、「港区教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について」でございます。議案資料ナンバー2の3ページをご覧ください。

まず改正理由ですが、これは規則の第1条で法律を引用している条文がございまして、この条文が従来の14条が15条に変わったというところから、この規則における引用する条例の条を変えということでございます。参考資料11ページ、旧法の14条では教育委員会規則の制定について規定してございます。これは上段、改正法でいきますと15条になるということでございます。

また、委員長が廃止になるということで、この規則第2条の「委員長」の記載を「教育長」に改めるということでございます。

続きまして議案第71号、「港区教育委員会会議規則の一部を改正する規則について」です。

議案資料ナンバー3の9ページをご覧ください。改正理由でございます。

まず、委員長の職が廃止されまして、これに伴い教育委員会の主宰が教育委員長から教育長にな

るということでございます。新たな教育長に、これまでの委員長の職務が引き継がれるということでございますので、委員長を教育長に改めるものでございます。

2点目でございます、議案資料の4ページをご覧ください。下段の現行規則、第6条及び第7条では、委員長、また委員長職務代理者の選任について規定してございましたけれども、委員長の廃止に伴いこの部分を削除するものでございます。

3点目でございます。6ページをご覧ください。下段に教育長が教育委員として採決に加わるといった記述がございますが、教育委員ではなくなることから、この部分については上段にありますとおり、「教育長及び委員」という言い方に改正されます。現状では、教育長も委員として採決に加わっていたものを、教育長と委員という言い方にかえるということでございます。

続いて、議案第72号、「港区教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則について」でございます。議案資料ナンバー4の6ページをご覧ください。これにつきましては委員長の廃止に伴い、規則でこれまで委員長としていた部分を教育長に改めるというところでございます。様式についても同様に改正をいたします。

続きまして議案第73号、「港区教育委員会公印規則の一部を改正する規則について」でございます。議案資料ナンバー5の5ページをご覧ください。こちら、委員長の廃止に伴い、これまで規定しておりました教育委員会委員長印、また委員長職務代理者の印、これにつきましては削除するということでございます。

次に、議案第74号、「港区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則について」でございます。議案資料ナンバー6の3ページをご覧ください。

まず改正理由の1点目でございます。これについては本規則の第1条で法律の条文を引用してございますが、それについて26条第1項が25条に改まったことから、あわせて改正をいたします。

2点目でございます。参考資料の18ページ、新旧対照表をご覧ください。改正法の第25条第3項の右側に線が引かれている部分、これが新たに加わったものでございます。教育長が教育委員会全体の責任者となるわけですが、教育委員による教育長の事務執行に対するチェック機能、これを強化するというので、この規定が新たに加わったものでございます。規則におきましてもこれに基づいて、教育委員によるチェック機能について明記するというので、規則で教育長が教育委員会へ報告しなければいけないという内容で、この規定を新たに設けるものでございます。

次に議案第75号、「港区教育財産管理規則の一部を改正する規則について」でございます。議案資料ナンバー7の4ページをご覧ください。

まず1点目でございます。規則第1条で法律の条文を引用しているところなのですが、現在の第23条第2号が第21条第2号になったということでございます。参考資料の新旧対照表では15ページにその部分を記載してございますのでご参照いただければと思います。

2点目は先程の議案第74号と同様でございます。教育長の事務執行に対するチェック機能強化のための規定を、本規則の18条の4として新たに設けるものでございます。

続きまして、議案第76号、「港区教育委員会事案専決規程の一部改正について」でございます。

議案資料ナンバー8の2ページに別表がございますけれども、この8の教育長の専決のところがございます。現在、「教育委員（教育長を含む。）」という表現になっておりますが、これを「教育長及び教育委員」と規則を改正するものでございます。

最後に、議案第77号、「港区奨学資金運営協議会規程の一部改正について」でございます。議案資料ナンバー9の3ページ、改正理由と内容でございます。委員長が廃止されることに伴いまして、この協議会の構成するメンバーについて教育委員長と規定してございましたが、この部分について削除するというところでございます。あわせてこの削除に伴って号番号を変更するというところでございます。

以上、各議案の規則の一部改正等、施行日は全て公布の日ということでございます。

説明は以上でございます。分かりづらい部分が多かったかと思いますが、各議案につきまして、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○小島委員長 ただいま地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う規則の一部改正等のご説明をいただきました。地教行法が昨年改正されましたが、特例で、現行の教育長の任期までは、委員長、教育長などについては旧法が適用されています。ところで、去年の4月に新たな改正法が適用されるということで、解説のパンフレットをもらいましたが、そういったものは新しい委員にもお渡ししているのですか。それ以外に、もう少し詳しいパンフレットや、説明書等はありませんか。

○庶務課長 国からは色々な通知が来ておりますが、あまり分かりやすいものはございません。一番分かりやすいと思われる、こちらを使ってポイントを説明させていただいております。

○小島委員長 通知文は場合によっては分かりにくいですね。

○庶務課長 非常に分かりにくい状態になっておりますので、これがコンパクトで一番分かりやすい形になっているかと思えます。

○小島委員長 分かりました。これが頭に入っていないと、ただいまの庶務課長の説明がよく分からないということになるのだらうと思えます。このポイントは教育委員会の委員長職、それから委員長職務代理者というような規定はなくなって、教育長が新たに独立し、新たな教育長は教育委員ではないということですね。新たな教育長のもとに教育委員会は発足するわけですがけれども、そういう変更に伴って色々改正しなくてはいけない部分が出てきたということで、今日の規則の改正ということになるわけです。何かご質問ございますか。

○庶務課長 委員長、ただいま、質疑の参考となる資料を席上で配らせていただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○小島委員長 そうですね、それが分かっていないと今日の説明の意味がよく分かりませんから。

○庶務課長 昨年4月に施行された改正法でございますけれども、大きくこの教育制度が変わるポイントは書かれているとおりの4つでございます。

先程、国の受けとめとして、責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築という言い方をしておりますが、そもそもの発端は津市でいじめの痛ましい事件があり、その時の市の対応が社会的に批

判されております。これは、報道の範囲ではございますけれども、国ではこのあたりが制度改正の背景の一つとなっているという言い方をしております。

あときは確かに、教育委員会と市長との関係が、一国民的に見ても、なかなか分かりにくいという印象でした。港区は決してそういうことはございませんが、全国的に見直すということで、今回の法改正になったと思われまます。

まず、教育委員会の責任者は誰なのということです。もちろん教育委員長なのですが、行政部分の責任者の教育長という職位もあることから、どちらが責任者なのか分かりづらいということで、ここを一本化したというのがポイントの一つです。

2点目は、港区は教育委員会を公開しており、会議録もホームページでご覧いただける状態なのですが、全国的に見ると必ずしもそうになっていないということで、会議の透明化を図り、責任者を教育長に一本化したとしても、それを教育委員がチェックできる体制を整えなさいというところがございます。

そして3点目が、区長と教育長と教育委員で構成された総合教育会議を設置するというところがございます。

これについて港区では法改正とともに既に設置しており、昨年度3回にわたり区長と教育委員の皆さんとご議論をしていただきました。この会議の目的は、区長と教育委員会が、公の場で調整・協議するというところがございます。

最後に、ポイントの4つ目でございます。区長は教育に関する大綱を定めなさいということが法律上明記されています。港区では昨年度3回のうち2回、港区の教育の大綱をどうするのかというテーマでご議論いただいて、最終的に一昨年、初めて決めました港区の教育ビジョン、これをもって港区の教育大綱とするということを、総合教育会議で調整・協議いたしまして、最終的に区長が決定をいたしました。

それ以外にも、昨年度は、小中一貫の義務教育学校、学校支援地域本部、教職員の服務についてを議題にして3回目の会議が行われました。

大きくはこの4点にわたって制度が改正されたということですが、港区では既に行っているところも多く、今回、ポイントの1番目が規定に大きく影響しているということがございます。

○小島委員長 ただいま庶務課長から新教育委員会制度、新教育長の内容について補足の説明をいただきました。何かご質問ございますか。

たくさん改正がありましたが、庶務課長が最後に補足していただいたところがポイントです。

それではまず69号の第3条、教育長の職務代理者に関する規則なのですが、「教育長の職務代理者を委員の中から選びます。」そして、第3条で、「前条の規定により指名された職務代理者は、法第25条4項の規定に基づき、教育長に委任された事務その他の教育長の権限に属する事務の一部を次の順序」で云々と書いてあるのですが、この、職務代理者というのは教育長職務代理者と、教育長の行う事務の職務代理者と2人いるのですか。

○庶務課長 説明が分かりづらくて申し訳ございません。

教育長の職務代理者はあくまでも委員から選ぶということですので、教育委員が職務代理者であります。その職務代理者の職務のうち事務部分については、事務局職員に委任できるということです。

○小島委員長 教育長の仕事を一時的に職務代理者がします。その職務代理者の行う権限の中の一部を事務局に職務代理として渡すということですか。

○庶務課長 職務代理としてではなく、一部の事務を委任するということです。

○小島委員長 仕事を委任するということですね。分かりました。

○庶務課長 事務執行というのは時間を選ばないということもあり、教育委員が非常勤ということで、事務部分を常勤の事務局職員に委任できるということ、法律上規定をしております。

○小島委員長 教育委員会の会議を主宰し教育委員会を代表することが、教育長職務代理者の一番の職務です。それ以外の日常の事務は、事務局に委任できるというシステムになっているということですね。

そのほか何かご質問ございますか。何点か分かりにくいところがありますが、主に委員長と教育長、教育委員と変わったところを全部変えたということですか。いかがですか。

○澤委員 職務代理者のところが一番分かりにくいです。その職務代理者というのは従来のような教育委員会の中で、互選という形になるのですか。職務代理者の選び方は、各教育委員会に任されているということですか。

○庶務課長 参考資料の9ページの上段、第13条の第2項をご覧ください。「あらかじめその指名する委員」ということをございます。

○澤委員 教育長が指名するということですか。指名された者に反対だった場合でも、委員には何の権限もないわけですね。

○庶務課長 旧法では、「教育委員会の指定する」ですので、例年4月1日の臨時会で、委員から推薦してご決定いただいているのですが、改正後は指名ということをございます。教育長と教育委員の中で、きちんとした意思疎通のもとで円満に指名されるものと思います。

○小島委員長 新しいことだから分からない部分が少しずつ出てくるのだろうと思いますが、そのほかのところはほとんど法律改正に基づいての改正ですので、難しく考える必要もないですね。

○澤委員 難しい印象というのはなくなりました。

○小島委員長 よろしいですか。それでは、採決に入ります。議案第69号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議がないようですので、議案第69号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第70号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議がないようですので、議案第70号については、原案どおり可決することと

決定いたしました。

次に、議案第71号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議がないようですので、議案第71号については、原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第72号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議ないようですので、議案第72号については、原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第73号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議がないようですので、議案第73号については、原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第74号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議がないようですので、議案第74号については、原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第75号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議がないようですので、議案第75号については、原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第76号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議がないようですので、議案第76号については、原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第77号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議がないようですので、議案第77号については、原案どおり可決することと決定いたしました。

10 平成28年度港区指定文化財の指定について

○小島委員長 続きまして、議案第78号「平成28年度港区指定文化財の指定について」、ご説明をお願いします。

○図書・文化財課長 平成28年度港区指定文化財の指定につきまして、ご説明をさせていただきます。資料は教育委員会議案資料ナンバー10でございます。今回、指定いたします文化財につき

ましては、平成28年7月26日に開催されました平成28年第18回教育委員会臨時会におきまして、文化財保護審議会への諮問をご了承いただいた後、同日付で文化財保護審議会に諮問をさせていただいているものでございます。その後、文化財保護審議会から平成28年9月16日に、港区指定文化財として指定するにふさわしいとの答申をいただきましたことから、港区指定文化財としてご指定をご審議いただくものでございます。

1ページをご覧ください。初めに、有形文化財・美術及び歴史資料でございます。名称は「狩野一信関連資料（逸見家伝来）」、員数は840点、所在地は港区芝公園四丁目7番35号、所有者は宗教法人増上寺でございます。

こちらは江戸時代末期の狩野派絵師である逸見（狩野）一信の関連資料でございます。一信とその周囲による下画類759点、そして一信の日記、増上寺所蔵の「五百羅漢図」の公開・保存に関する文書を含む文献資料類が79点、掛軸が1点、一信の木像1点の、計840点でございます。

本資料群のように多数の画稿類が一括して遺っている例というものは大変少なく、作品制作の過程や絵画修練の一端を示す資料で、美術史研究上非常に重要なものでございます。また、一信個人に限らず、江戸時代末期の絵師の制作態度や、当時の絵画需要を語る歴史資料としても大変貴重なものとなっております。

下の写真左側が五百羅漢図の下画ということで、第3幅のものでございます。大きさが縦126.5cm、横85.0cmとなっております。右側上段の写真が「和漢和蘭陀美術写真集」でございます。縦24.1cm、横34.0cmでございます。下段が狩野一信の木像でございます。像の高さは23.5cmとなっております。

続きまして、2ページをご覧ください。こちらの文化財につきましては、種別が有形文化財・古文書でございます。名称は「観智国師書状（伝通院宛）」、員数は1通、所在地は港区芝公園一丁目3番16号、所有者は宗教法人天光院でございます。

この書状は増上寺第12世である観智国師（源誉存応）から伝通院の正誉廓山、こちらは増上寺の第13世になる方でございますけども、その正誉廓山に宛てた元和4年閏3月3日付の私信でございます。一筆の正文で観智国師の自筆の書状であると考えられております。

本書状でございますけれども、書状自体は「折紙書状」となっておりまして、料紙は楮紙で、花押のうつりから、もとは豎中折にしていたということが確認できております。虫損の補修をした後に左の写真のように軸装に仕立てられております。

実力者として頭角をあらわして、幕府からも支持されていた廓山と、晩年の存応の関係がうかがえる書状ということで、重視される貴重な資料となっております。

次に、参考資料としてつけさせていただいておりますのが、港区文化財保護審議会からの答申文でございます。

2ページ下をご覧ください。最後の段落に、この資料群のように多数の画稿類が一括して遺っている例は大変少なく、作品制作の過程や絵画の修練の一端を示す資料であり、美術史研究上非常に重要であるという答申をいただいております。また、一信個人に限らず、江戸時代幕末期の絵師の

制作態度や、当時の絵画需要を語る歴史資料ということでも非常に重要なものとなっております。

続きまして3ページをご覧ください。こちらは「観智国師書状（伝通院宛）」に関するの答申の内容になってございます。

6の理由をご覧くださいきたいと思います。こちら「観智国師書状」の内容でございますけれども、「京都智恵光院の屋敷について、酒井忠世に申し入れたが、廓山がいなければだめだと言われたので、こちらへ来てください」という内容になってございまして、当時、実力者として頭角をあらわし幕府からも支持されていた廓山と、存応の関係がうかがえる書状として、重視される資料となっております。

甚だ簡単でございますけれども、説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○小島委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

○澤委員 以前にも部分的には説明をもらっているのですが、なかなか貴重な資料だと思います。狩野一信関連資料について質問したいのですが、1ページの最後の方に江戸時代末期の絵師の制作態度がわかる、また、当時の絵画需要を語る歴史資料としても貴重ですとあります。これについては何か下絵のようなものがあるとか、絵画需要をうかがわせるような文章が、資料や日記の中にあるのですか。

○図書・文化財課長 さまざまな絵の修練ということで記録として残っている資料がございまして、そうしたものから、当時の絵の必要性をうかがい知ることができるということになってございます。

○澤委員 江戸末期には、こういった絵画の需要が結構あったのですね。

○図書・文化財課長 江戸時代末期には雑誌のようなものがあって聞いておりまして、絵画需要というものがあったということでございます。

○小島委員長 ほかに何かありますか。この「観智国師書状」というものですが、1618年だから江戸時代の初期のものですね。この時代は、僧侶が幕政に対してかなりの影響力を持っていて、多分、この酒井忠世も、江戸幕府の中でかなり地位の高い人だったと思います。京都智恵光院の屋敷についてということは、多分、人やお金を動かすようなことについて、こういうお坊さんが幕府の偉い人を動かしていたのでしょう。偉いお坊さんが幕閣に対して強い影響力を持っていたということが、この書状からわかります。

○澤委員 大河ドラマの「真田丸」でも、参謀のような役割のお坊さんが出てきて、活躍した場面がありましたね。

○小島委員長 そういう参謀的な、人生を指導するような有名なお坊さんが活躍していたというのは、こういう文書からもうかがい知ることができて、そういう点が興味深いですね。

○澤委員 これは、酒井忠世に何を要求したのでしょうか。屋敷について申し入れたというのですが、委員長が言われているように、屋敷を改造するのにお金を出して欲しいということをお願いしたのでしょうか。何か分かりますか。

○図書・文化財課長 酒井忠世でございますけれども、江戸時代初期の大名ということで、江戸幕

府の老中だった方だと聞いております。このお手紙の話し合いの内容について、具体的な内容までは分からないのですけれども、ただ、その場で話し合いをしていく中で、「正誉廓山がないと話し合いにならないので来てください」ということで出した手紙ということでございます。

○小島委員長 個人的興味で質問をしましたがけれども、何かおもしろいですね。それでは、この程度でよろしいですか、質問はありませんか。

では採決に入ります。議案第78号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議がないようですので、議案第78号については、原案どおり可決ということといたします。

11 議案第79号 港区立幼稚園教育職員の人事について

○小島委員長 続きまして、議案第79号「港区立幼稚園教育職員の人事について」でございます。

この議案につきましては、人事に関する案件のため、非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議がないようですので、港区教育委員会会議規則第13条第2項に基づき非公開といたします。

(非公開審議)

日程第3 教育長報告事項

1 平成28年第3回港区議会定例会の質問について

○小島委員長 次に日程第3、教育長報告事項に入ります。では「平成28年第3回港区議会定例会に質問について」、ご説明願います。

○庶務課長 平成28年第3回港区議会定例会の教育委員会に関する質問について、ご報告いたします。

資料ナンバー1でございます。第3回港区議会定例会は9月9日に招集されまして、本会議で各会派から代表及び一般質問がございました。教育長に対しましては資料にございますとおり、自民党議員団の有働巧議員から共産党議員団の熊田ちづ子議員まで、4名の方から代表質問が、自民党議員団の小倉りえこ議員から共産党の大滝実議員まで、3名の方から一般質問がございました。

それでは、3ページ以降になりますけれども、主な質問、答弁についてご説明いたします。

初めに自民党議員団の有働巧議員からは、「トップアスリーの育成支援について」質問がございました。これにつきましては、体育協会でのジュニア育成事業、東京都のトップアスリート発掘・育成事業の実施等の取り組みについて、区が中学校にもお知らせして参加を促しているということでございます。今後もこれらと連携・協力して進めていくと答弁してございます。

次にプログラミング教育についてご質問がございました。今後の方向性と教員のスキルアップについては、教材の開発、またICT機器を活用した授業実践例集の作成などの準備を進めていくということでございます。また研修についても民間事業者・大学等と連携していくということでも答弁してございます。

4ページ、みなと政策会議の清家あい議員でございます。こちらは、東京2020オリンピック・パラリンピック教育重点校の取り組みということでご質問がございました。お台場学園、御成門中学校の活動をご紹介します。

次に子どもの未来応援ということで給付型奨学金制度の創設という質問がございました。これに対しては、家庭の状況で子どもたちの将来が閉ざされることはあってはならないということ述べた上で、新たな制度の創設については国や他の自治体の動向を参考に、研究をしていると答弁してございます。

また、学びの未来応援としては学力保障のための学習支援、保護者の相談の充実、家庭教育の支援、また経済的支援など具体的な支援策を検討していると答弁してございます。

5ページに移りまして、国際教育についての質問がございました。これについて、教育委員会といたしましては、来年4月からの南山小学校での国際学級の開設、六本木中学校での英語科国際ネイティブ・コースを設置していくと答弁してございまして、日本語学級の拡充につきましては需要調査を行うということでも答弁してございます。

次に、公明党議員団の杉本とよひろ議員でございます。7ページをご覧ください。発達障害者支援法改正を踏まえて、特別支援教育へのお尋ねがございました。これについては、この4月から特別支援教室を全小学校に拡大をして、きめ細かな指導ができていくということで、今後も学習支援員や、巡回指導教員の資質向上を図っていくということも答弁してございます。

続いて8ページ、地域に貢献する人材の育成ということでございます。なかなか地域に貢献する若者が育っていないという現状を、教育委員会はどうかというところでございます。それにつきましては学校での取り組み、また青少年委員によるさまざまな取り組み、こちらをご紹介した上で、子どもたちに色々な体験をしてもらって、地域に愛着を持って地域をよりよくするためということで、地域貢献の意欲や態度を育んでいきたいという答弁をしております。

次に、木育の取り組みについて質問がございました。これについては、小中学校での木育の授業のご紹介をするとともに、幼稚園から木材を利用した遊具を使うなど、木材に親しむ環境を整えていきますという答弁をしております。

9ページに移りまして、共産党議員団の熊田ちづ子議員でございます。こちらでも給付型奨学金の質問がございまして、これは先程の清家議員と同じ答弁をしております。また、返済免除制度の創設という質問もございました。これについては、現在も既に返済が厳しい方には生活状況を詳しくお聞きして、返還を猶予したり、収入に合わせた返還計画を策定するなど、きめ細かく対応しているという答弁をしております。

一般質問に移りまして、10ページ、小倉りえこ議員からは、オリンピック・パラリンピック教

育の中での健康教育ということでご質問がございました。これについては、今回、好機と捉えまして、心の健康、けがの防止、病気の予防を含めて、子どもたちの健康の保持増進、体力の向上を図っていくと答弁してございます。

次、みなと政策会議の兵藤ゆうこ議員からは、日本トライアスロン連合などと連携した取り組みということでございます。これについては、10月に協定を締結する予定だということと、連携して区が地域との調整役を果たすなどの支援をしていくというところの答弁をしてございます。

最後に、11ページ、共産党議員団の大滝実議員から、就学援助についてでございます。これまでもありました入学準備金を速やかに支給することでございます。これについては入学前の負担軽減のため、支給時期を速やかにできるよう検討していると答弁してございます。

一部のご紹介がございましたけれども、以上、ご報告いたします。

○小島委員長 ただいまの説明に対して、何かご質問ございますか。よろしいですか。

○薩田委員 8ページの木育の取り組みについてなのですが、私が勉強不足で、木育ということがよく分からないので、どういう取り組みをしているのか詳しくお聞かせいただきたいのですが。

○指導室長 こちらは、平成23年度から港区民の森を活用した環境教育の一環として行っている「あきる野環境学習事業」という環境課の事業のひとつで、木材に親しんで環境教育を進めていくものです。直接現地に行くことは難しくても、木製品を取り寄せたり、人材を派遣していただいて木材のよさや森の役割等についての学習をするというものでございます。今年度は小学校4校、中学校2校で実施しており、今後は植林や林業等についても勉強していくというものでございます。

○田谷委員 港区民の森はあきる野市にあるのですか。利用率はどのくらいなのでしょう。

○指導室長 以前は、遠足や体験学習で、区民の森に行く小学校もありましたが、今は、さまざまな体験学習があり、ここだけに特化して現地に行って学習するというのはなかなか難しい状況で、最近を行っている学校はございません。幼稚園等についても呼びかけをいただくのですけれども、往復に大変時間がかかるので保育時間との関係もあってなかなか難しいところです。保育園が出かけているというのは聞いております。

○澤委員 有働議員のプログラミング教育についてですが、最近では、ただコンピューターを使ってでき上がったものを利用するだけではなくて、どういう仕組みでそういうことができるのかを知ることが大切です。その意味では、プログラミング教育というのは大事なのだろうと思います。ICTとかそういった分野で世界的に活躍できるような、下地を作るという意味では大事なのだと思います。これは小学校ではどういうところで勉強するのですか。

○指導室長 プログラミング学習では、論理的な思考力を高めるために、物事を順序立てて考えていくということを、このコンピューターのシステムを使いながら学んでいくというものです。総合的な学習の時間等を使って学習します。コンピューターのプログラムの仕組みについて学びながら、順序立てて考える力等を学ばせていくというものです。小学校の段階ではそういうことを主眼に置いて取り入れています。前回の学習指導要領には中学校には位置づけられていたのですが、今

回、小学校でも行うことになりました。今、申し上げたような視点に重点に置くものでございます。

○澤委員 中学校では技術科等でやれば良いと思ったのですが、どこかの教科で教えるというよりも、総合的な学習の時間等の中で、物事を順序立てて思考するという姿勢を子どもたちに身につけてもらうということですね。

○小島委員長 ほかに何か質問ございますか。清家議員からの日本語学級の件なのですが、日本語学級の需要というものは、算小学校でやっているだけで間に合っているのですか。それとももっと増やした方がいいのでしょうか。

○学務課長 通級でクラス数を増やすことはできます。現在、20名から30名在籍しておりますけれども、人数が増えればクラスを増やしていくということでございます。

○小島委員長 分かりました。ほかに何か質問ございますか。よろしいですか。

2 平成29年4月の新入学児童・生徒の学校選択希望制について

○小島委員長 それでは、この案件はこの程度にいたしまして、続きまして、「平成29年4月の新入学児童・生徒の学校選択希望制について」、ご説明願います。

○学務課長 それでは、今年度の学校選択希望制の詳細が定まりましたので、ご説明をさせていただきます。

資料ナンバー2の1「受入れ上限数」をご覧ください。今年度受け入れる児童・生徒の上限数でございます。

初めに下の枠で囲まれた部分ですけれども、これは上限数の考え方をまとめたものでございます。小学校のところをご覧ください。例えば2学級の場合は1クラス35人の2クラスというのが通常でございます。計70人でございますけれども、今後1年間に転入してくるであろう子どもの数を10人と予測し、その10人をあらかじめ差し引いた計60人を受入れの上限としてございます。これは過去の傾向から1クラス5人増、2クラス10人増という数字は妥当だということで設定させていただいております。

次に上の左側の表をご覧ください、小学校でございます。昨年度と比較しながら主なものについてご説明をさせていただきます。

最初に、芝浦小学校のところをご覧ください。昨年度の6クラスより1クラス増やして7クラスということで上限を設定させていただいております。これは5歳児の人口増が要因で、学区内の児童だけで7クラスになってしまうことが予想されますので、7クラスといたしました。

次に、白金小学校のところをご覧ください。こちらも学校の協力を得て昨年と同様に4クラス125人で上限を設定してございます。理由は、高輪台小学校などが他校の希望者を積極的に吸収しておりますが、周辺の学校ももう定員に近いところもあり、白金小学校も、少し多めに4クラスということで上限を設定させていただいております。

次に、白金の丘小学校のところをご覧ください。昨年度の3クラスより1クラス増やして4クラス、140人ということで上限を設定させていただいております。これはやはり入学希望者が増え

ているためでございます。昨年度も3クラスで募集しましたが、結局4クラスになりましたので、今年度も4クラスということで上限を設定させていただいております。

次に、港南小学校でございます。こちらは昨年度と同じで7クラス225人ということで、上限を設定させていただいております。児童数については、微増というところで、大分落ち着いてきているところでございます。

最後に南山小学校と東町小学校です。東町小学校は昨年度と同様に外国籍の児童を10人とし、それを含めて65人ということで上限を設定させていただいております。南山小学校も、東町小学校と同様に設定してございます。

次に右の中学校の表をご覧ください。中学校につきましては上限数を引き上げた学校はございません。全て昨年度と同じ上限数でございます。

次に、2ページをご覧ください。

まず、2「抽選について」でございます。ここでは主に抽選の優先順位を記載してございます。まず最優先なのは、学区内のお子さんです。こちらは抽選なしで全員入学していただけます。

その次が(2)の隣接学区で希望する小学校に兄や姉が在学しているお子さんでございます。抽選の中では最優先になります。これはやはりご要望がかなり多いということが理由でございます。

その次が(3)の東町小学校と南山小学校に設置された国際学級を希望する外国籍のみの児童でございます。こちらにつきましては隣接学区内、隣接外学区を問わずに10人を限度として優先させていただきます。

そして最後になりますのが隣接の学区の日本国籍の児童となります。定員数より多ければ抽選ということで、入れない方も出てくるということでございます。

破線で囲んであるところは入学優先順位を分かりやすく整理したものです。

次に(4)でございます。先程も申し上げたように、現在の受け入れの上限数については10人程度の余裕を持って決めておりますけれども、兄姉が在籍している場合や国際学級入級の場合、数名については、校長と相談の上、調整をさせていただきます。可能な限り受け入れるというのがその趣旨でございます。

続いて(5)です。これは応募状況の公表後に受入上限数を増やした場合の対応です。例えば、東町小学校は2クラスで上限数を設定していますが、3クラスになる可能性もございます。結果的に3クラスになった時に、優先枠、兄弟関係、国際学級といった希望者全てを入学させてもまだ余裕がある場合は、他の抽選校を選択していた人に限り、この上限数を増やした学校を再選択することができるということでございます。

3「今後のスケジュール」でございます。学校選択希望票の送付は10月7日の予定でございます。学校選択希望票の提出期限は、郵送が11月4日、持参が11月7日。応募状況の公表は11月18日でございます。同時に抽選校の発表もさせていただきます。抽選の実施は12月9日、就学通知書の送付は1月10日となります。

最後に3ページをご覧くださいませでしょうか。参考として、最新の学齢人口をおつけしております。

ます。左側の表が小学校です。一番左の列が28年4月1日現在の新入学児の住民登録者数です。区立小学校に入った方ではなく、住民登録している児童数でございます。真ん中の列が平成28年8月1日の住民登録者数。これは来年の1年生になる予定の5歳児の数です。ですからこの2つを比べるとどのくらい増えるかというのが、大体分かると思います。一番右の列ですけれども、これは参考として、実際に入学した児童数と学級数を記載してございます。

計のところをご覧ください。4月1日が1,941人、8月1日が2,116人ということで、平成29年度は175人の増となります。これがそのまま増えるというわけではありませんが、参考にしていただければと思います。

右側の中学校をご覧ください。中学校については4月1日が1,145人、8月1日が1,485人、増加が40人ということでございます。全ての方が区立の小・中学校に入学するわけではなく、区立に入学する方は小学校で7割強、中学校で4割程度と予想されます。それを考えると人口推計としては、ほぼ本年度に推計した範囲での人口数におさまっていくものと思われま

す。分かりにくい部分もあり、申し訳ございませんでした。説明は以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して、何かご質問ございますか。

来年の新1年生の人数を8月の段階で出して、従前の傾向と比べ、大体こういう受け入れでやろうという方法でよろしいと思います。

では、私から質問させていただきます。白金の丘学園の小学校と中学校なのですが、小学校は立派な校舎が整備されて、小中一貫教育ということでかなり入学者が増えたのですが、中学校はなかなかそれに伴っていかないということで残念です。近年の白金の丘中学校は1クラスの予定ということで、これはいたし方ないと思うのですが、2クラスになるのはいつごろでしょうか。

○学務課長 その学区域の方が指定校に行く率が就学率ですが、白金の丘中学校で言いますと、朝日中学校の時代は6%とかの時代もありました。これが白金の丘中学校になった平成27年度には33%になりました。ただ28年度は少し下がって23%でした。10%程度下がりましたが、以前に比べると10%以上は上がっているということなので、平成27年度と28年度を比べると下がっておりますけれども、全体としては上昇傾向にあると考えています。小学校の児童数も増えておりますので、決して2クラスになるのが不可能ということではないと考えております。

○小島委員長 中学校では2クラスぐらいないと元気が出ないので。分かりました。ほかに何かご質問ございますか。選択制の関係はよろしいですか。

3 新設校（(仮称)芝浦第二小学校）意見集約の結果等について

○小島委員長 それでは、この案件はこの程度としまして、続きまして「新設校（(仮称)芝浦第二小学校）意見集約の結果等について」、ご説明をお願いします。

○学校整備担当課長 それでは、教育委員会資料ナンバー3をご覧くださいと思います。芝浦小学校の児童数増加に伴う学校施設の整備としまして、7月上旬より9月上旬にかけて、地域の方々、保護者の方々に、新設校の概要についてご説明を行い、ご意見をお聞きしてきました。本

日、参考資料として、説明資料をお配りしておりますので、あわせてご覧ください。

いただいたご意見は、地域や保護者等の代表者で構成する「芝浦小学校の児童数増加に伴う新設校整備検討委員会」の中で意見集約を行い、新設校の整備・開校に向けての主な課題としても取りまとめてございます。検討委員会の要綱に関しては資料4をご覧ください。委員長を教育委員会次長、副委員長を芝浦小学校校長先生とし、ほかのメンバーに関しては裏面の表に記載してございます。

全体として、新設校整備についての反対意見は特になく、もっと早く開校して欲しいといったご意見を多くいただいております。またスポーツセンターアリーナや芝浦公園の利用についても反対意見というのは特になく、一般利用者との安全面についての考えなど、今後、十分に検討するようにといったご意見をいただいております。

最終的に地域・保護者等の代表者の検討委員会にて、みなとパーク芝浦の芝生広場に新設校を整備することについてご了承をいただいております。

それでは、資料1の地域の方々及び保護者の方々等からの意見集約一覧のご説明をさせていただきますと思います。

それでは、資料1の1ページをご覧ください。意見集約に関してですが地域、保護者、芝浦公園ワークショップ、その他関係団体に分け、まとめてございます。

最初に地域の方々からのご意見についてご説明いたします。

1の(1)説明日程等にごございますように、各町会、町会長に事前にご説明し、それぞれの町会に対して総務会もしくは理事会等に出席しまして、ご説明をしてございます。また芝浦地域に関しては、各町会多くの関係者が集まる5団体連絡協議会へも出席し、ご説明の方をしてございます。

(2)ご意見等をご覧いただきたいと思います。意見等に関しても、運営、学区域、推計、整備、その他といった形で項目に分けて並べてございます。

では、主なものについてご説明をさせていただきます。まず、多かった質問の中で3の推計についてです。現芝浦小学校はまだ開校して6年ぐらしか経っていないという中で、当時の推計というのはどうなっていたのですかといったご質問をいただいております。その中で当時は1学年4クラス、さらに各学年普通教室に転換可能な多目的室を加えまして、30学級として計画をしておりましたといったお答えをしています。

続いて5の整備、こちらも多かった意見でして、早く新設校を開校するようにしてくださいといった意見をいただいております。

続いて6、さまざまな検討をしたとあるのですが、具体的にどのような検討をしたのですかといったご意見いただいております。

まず、港南中学校を建てかえて新たな小学校を中心とする小中一貫教育校案、芝浦小学校、港南小学校それぞれ500名規模の校舎を建てる案、芝浦小学校に1,000名規模の校舎を建てる増築案、そして埠頭公園を立体公園制度を使いまして学校施設と公園設備を一体に使う、そのような計画も検討されたというご説明をしています。

続いて2ページ9をご覧くださいと思います。今回、校庭がないといったことが大きな課題となるのですが、地上の校庭がないといったことだけが課題であって、計画については問題はないのではないのでしょうかといったご意見もいただいております。

その下の13、旧芝浦公園の利用についても検討してくださいとのご意見です。現在の旧芝浦公園は、現在民間所有地となっております。その位置に関しては地区計画上の広場に位置づけられていまして、その広場の整備面積とか緑化率、コンセプトによって評価容積に跳ね返るといったような整備になります。そういった中で民間事業者とはもう直接交渉しているのですが、どういう形で学校としても活用できるのか、今後、検討してまいりたいと思います。

続いて3ページをご覧くださいと思います。保護者等のご意見についてまとめてございます。各PTAもしくはPTA会長にご説明をしまして、その後芝浦幼稚園に関しては保護者会に出席してご説明し、ご意見をお聞きしております。芝浦小学校に関しては保護者説明会を開催しましてご意見をお聞きしました。

2(2)のご意見等になります。保護者の立場から、やはり仮設に関する質問が多くありました。平成31年度から芝浦小学校の校庭に仮設校舎ができます。それによって校庭が狭くなり体育授業や遊び、休み時間での校庭利用について心配ですといったご意見をいただいております。

仮設校舎は現校舎に対して平行的に建てまして、仮設校舎を設置すると同時に、田んぼや築山等を撤去して、なるべく子どもたちが走り回れるように人工芝部分を広げ、現況の校庭面積を確保するように努めます。

また、現在、体育館棟の上に、低学年の体育にも使えるような広さの屋上庭園のようなものがありまして、そちらの改修も予定しております。今、設計に入っているところです。

続いて2の新設校の受入方法について教えてくださいといったご質問がありました。

新設校の新学区域の新1年生に関しては新設校へ入学していただきます。新2年生から新6年生に関しては、平成35年の開校時期に一斉に移っていただくか、希望者のみになるか、今後、この後ご説明します開設準備委員会というところで十分検討してまいります。

続いて6、通学区域のご質問です。ある程度の通学区域を示しましたので、この通学区域は決定しているのですかとといったご質問です。通学区域は開校2、3年前の最新の児童推計・児童分布をもとに決めますので、こちらも先程の開設準備委員会において決める形となります。

続いて4ページをご覧くださいと思います。4ページの9、10、11、13に関しては地域の方と同じご意見をいただいております。

そして、5ページをご覧くださいと思います。5ページの15、芝浦公園利用についてです。昼休み芝浦公園を利用するということなのですが一般利用者との接触等の事故、管理・運営面に関してどのように対応していきますかとといったご質問をいただきました。現段階では、芝浦公園6,800平方メートルのうち草地広場という広場になっている部分が約2,800平方メートルあります。その中でも中心部の約1,500平方メートルぐらいに、先生方が張りついた形で、安全面等の対応をすると考えております。

続いて3、芝浦公園ワークショップの方のご意見になります。こちらは芝浦公園ワークショップメンバーの方21名に対して、ご意見等をお伺いする説明資料と案内の方を送付しております。この中で5通ほど返信がございました。その中で1番は芝浦公園利用に関しての管理・安全面での同じご質問をいただいております。

続いて6ページ(2)の4、万が一、推計どおりに行かなかった場合のことを考えて、高齢者が利用できることを考えたつくりを望みますといったご意見です。基本的に敷地規模からも言って、将来的に転用可能なシンプルな平面計画、構造計画というのを計画することを考えております。

4 その他関係団体ということで、スポーツセンターのアリーナもしくは芝浦公園の利用をいたしますので、関係ある愛育病院や体育協会等にご説明し、ご意見をお聞きしております。その中で一番下(2)の3、児童の声による検証、動線等の対応を検証していただきといったご意見をいただいております。こちらは検証したデータ等を持ってご説明に行くことを考えております。

続いて資料2、新設校整備・開校に向けての今後の検討課題についてご説明させていただきます。さまざまなご意見をいただき集約し、今後の新設校整備・開校に向けた主な課題として取りまとめてございます。

まず、右側に検討方法として開設準備委員会、基本構想・基本計画とありますが、基本構想・基本計画に関しては今年の11月から来年3月までを予定しております。

開設準備委員会は、学区域、通学路、学校名、校歌、校章等、管理・運営面に関して、平成31年から34年の間に、各項目について検討することを考えております。

それでは検討課題の1、「新設校の整備について」です。

まず、体育授業等におけるスポーツセンターアリーナ等の利用についてです。スポーツセンターアリーナを使う時間帯、もしくはみなとパークへの上空通路の階数や位置、動線計画について、今後、検討をしていきます。

また、芝浦公園の利用についても、開設準備委員会で検討していくことを考えています。

通学区域、通学距離及び通学路等の見直しについては、一番早く検討する項目になると思われま。こちらは平成31年からの検討する予定です。

そしてその下の、新2年生から新6年生の児童の受入方法について、こちらも通学区域・学区域とセットとして一番早く検討する項目になると考えられます。

そのほか、学校行事の運営について、屋上校庭、体育館、プールの地域開放の取り決め等を、今後、検討していくといった形でございます。

この中で、次なるステップは基本構想・基本計画になるのですが、基本構想・基本計画、その後は基本設計と進みます。そういった中で、みなとパーク芝浦への上空通路の階数、位置及び動線計画についての項目のみは、基本構想・基本計画の中で決めていくということを考えています。

仮設校舎については、保護者の方もやはり色々心配されていて、教室数は、今現在では10教室の予定で、給食も600食分に対応できる給食室を設置するという事で本年度中検討しまして、PTA保護者会での説明を考えています。工事の安全対策については、来年度、工事契約を考えて

いますので、仮設校舎が決まった段階で、保護者会にも早く出すといったことを考えております。

最後に、整備スケジュールについてご説明いたします。資料3をご覧くださいと思います。まず一番上段の整備スケジュールに関して、基本構想・基本計画は本年11月から来年3月までの予定で考えています。そのほか平成29年度に関しては基本設計、基本設計VEというものがあり、その後実施設計、工事といった形で進みます。

基本構想・基本計画の中でも、地域の方、保護者の方の代表者による検討委員会という組織を設定しまして、その中で3回ほど議論することを考えております。基本設計報告会等に関しての基本設計の方の中間報告会を、検討委員会もしくは地域の方にすることを考えています。

最後になりますが、開設準備委員会の開始は平成31年度の後半に予定しており、学区域・通学路それから受入態勢等、こちらを先に決めまして、その後、校歌・校章等のそのほか管理・運営面を決めていくその予定で考えております。

以上、報告事項の説明になります。よろしく願いいたします。

○小島委員長 ただいまの説明に対して、何かご質問はございますか。

大きな反対もなく順調にしてくれるといいですね。

○澤委員 用地等の問題で随分苦労してもらいましたが、見通しが立ってきてよかったです。事務局の担当者を含めて、本当にご苦労さまでした。これからもいろいろありますね。

○小島委員長 何かご質問等、ご意見等ございますか。

一般の方の質問もあったのですが、人口動態、推計というのはどの程度当たるのでしょうかね。芝浦小学校をつくったときは、十分これで間に合うだろうと思ってつくったわけですが、その後の人口が予想以上に増えたということで、質問にもあったようですが、今後は大丈夫ですか。そういう質問でしたよね。

○学校整備担当課長 今後、大丈夫ですかといったご質問もありましたが、そもそも生まれていない子どもの推計まで、どうやって出しているのですかといったご質問もありました。またその流れで、予想が外れたことへのご不満のご意見もいただきました。

○学務課長 学校の説明会でも人口推移については細かく聞かれました。また、最大値ですけれども、平成47年度で大体2,000人ぐらいということで、多過ぎるとか少な過ぎるといふご意見はありましたけれども、概ねご理解はいただいたのではないかなと考えております。

○小島委員長 立派な学校ができることを期待しております。

それでは、この件はよろしいですか。

4 生涯学習推進課の10月事業予定について

5 図書館・郷土資料館の10月行事予定について

6 10月指導室事業予定について

○小島委員長 次に、「生涯学習推進課の10月事業予定について」「図書館・郷土資料館の10月行事予定について」「10月指導室事業予定について」、この3件の定例報告につきましては、配布

資料のとおりです。

各案件について、何か補足説明とか、ご質問等がありますか。よろしいですか。

それでは、この案件はこの程度といたしまして、本日予定している案件は全て終了しました。庶務課長、ほかに何かございませんか。

○庶務課長 特にございません。

「閉会」

○小島委員長 なければ、これもちまして閉会といたします。

次回は定例会を、10月6日木曜日、午後3時から開催の予定です。よろしく願いいたします。

皆さん、お疲れさまでした。

(午前11時41分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 小島 洋祐

港区教育委員会教育長 小池 眞喜夫